

12月4日 10日は人権週間です

1948年(昭和23年)12月10日、第3回国連総会で、2度と戦争を起こしたくないという世界中の人々の思いで、世界人権宣言は採択されました。これを記念して採択日を最終日とする12月4日から10日を入権週間とし、法務省および全国人権擁護委員連合会が人権尊重思想の普及啓発、高揚を図っています。

この人権週間を機会に、私たち一人ひとりが、あらためて人権について考え、差別を積極的になくしていくことに取り組みましょう。

港区では、人権週間に合わせ記念のつどいを実施します。

人権週間記念のつどい

と き 12月11日(木)午後1時30分～4時20分
と ころ 高輪区民センター1階区民ホール
定 員 250人(先着順)
申し込み 当日直接会場へ。(入場無料)

*2歳以上就学前までのお子さんの託児ができます(定員あり)。電話で12月5日(金)までに、総務課人権・男女共同推進係へお申し込みください。

記念講演 『人権について今思う事』

人権活動家として活躍中の川田龍平さん(松本大学非常勤講師)に、HIV被害者訴訟の経験や、近年起きている人権問題についてお話しいただきます。



トークセッション 『今をポジティブに生きる』

川田龍平さん、パトリック・ボンマリットさん、高田知恵子さん、池上千寿子さんのお話を萩野志保子さん(テレビ朝日)の司会で行うトークセッションです。HIV感染者の生活、正しい認識、エイズ防止などをテーマにわかりやすくお話しいただきます。

同時開催のプログラム

HIV/AIDS写真展 『普通の人々 エイズという透視図』
写真家 菊池修さんが、HIV感染者の日常生活を撮影してきた写真展です。

AIDS予防啓発パネル展

エイズ啓発に関するパネル展示を行います。

と き 12月5日(金)～12月6日(土) 8月1日(休館)
午前9時～午後9時30分 最終日は午後3時まで
と ころ 高輪区民センター

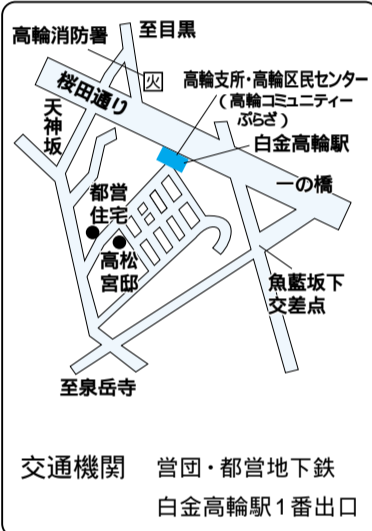
2階展示ギャラリー(写真展)
2階開放ギャラリー(パネル展)

キルト展示、レドドリボンの作成

エイズで亡くなった人の思い出などを布に込めて残すメモリアルキルト等の展示や、エイズに対する理解と支援のためのレドドリボンの作成を行います。

と き 12月11日(木)
と ころ 高輪区民センター

2階開放ギャラリー(午前11時～正午)
1階ホワイエ(午後1時～5時)



問い合わせ
人権週間記念のつどい・写真展について
総務課人権・男女共同推進係 ☎内線2026
生涯学習推進課生涯学習係 ☎内線2747
AIDS予防啓発パネル展・キルト展示
レドドリボン作成について
保健予防課予防係(保健サービスセンター)
☎3455 4701

レジリエンス(しづとさ)を育て



大阪教育大学助教授 森 実さん

災害や暴力の被害者の支援に関わって、最近語られるようになってきた言葉のひとつにレジリエンスという言葉があります。もともとの意味は、バネが元に戻る力などを指しています。これが人間にも適用されて、新しく使われるようになり、この場合、逆境に直面してもよりたくましくなり、それを克服し、生きる力を高めるような根源的な力を指しています。

日本語でよく使われる言葉でいえば、これは「しづとさ」ということができるでしょう。「たくましさ」という言葉だと、少しイメージがずれます。筋骨隆々たくましい感じの人は、ぼきんと折れやすく、レジリエンスは逆に弱い場合があると言われています。

また、「しなやかさ」という言葉、柔軟ではあります。逆境を乗り越えるというイメージが弱まり、力強さが欠けるように感じられます。そこで、「しづとさ」がいちばん日本語に近い言葉といえるのです。

思わぬ逆境に直面したとき、健康でしづとい(レジリエント)な人は、たとえ傷ついたり悩んだりしていても、状況をよい方向に変える方法が見つかると思っています。逆境への抵抗力を持っており、苦しい経験から何か大切なことを学ぶのです。そうして、挫折してもよみがえります。

レジリエンスの研究は、社会の現実と深く結びついて進められてきました。戦争などの大量死の場面、アウシュビッツの生存者、広島や長崎の被爆者、子ども虐待や性暴力の被害者、自然災害などの被災者などのなかには、それらの

経験を糧として、以前よりも強くなったのではないかと思える人たちがいます。そのような人たちがインタビューなどをとおして整理されてきたのが、レジリエンスなのです。

ある人は、レジリエンスの構成要素を次のように整理しています。変化にはすぐ適応する。とても柔軟だ。

楽天的で、困難な状況はただただと思う。ものは良くなると思っている。

新しい状況を愉しみ、ユーモアをもって、自分を笑い、にっこりできる。

好奇心が強く、物事を尋ね、事物の働きを知りたがり、実験をする。

自分や他の人の経験からいつも学んでいる。

問題を予想してこれを避ける。もしも問題が起こったらそれに取り組む。

内面的に複雑な状態(信頼と不信無私とわがまま楽観的と悲観的)などに愉しみを感ずる。

自信をもち、健康なセルフエスティム(自尊感情)を愉しみ仕事

に対してプロ意識を持っている。よい聴き手である。よい共感のスキル(技能)を持っている。たいていの人々問題のある人々でも)に対して善悪の判断をしない。人の気持ちがよく分かる。

大きな課題に対して創造的な解決方法を思いつき、問題を解くための方法を発明する。直感や予感を信じている。

失敗から立ち直っていく際の心情面をコントロールできる。他者に助けを頼める。過去に対する怒りの感情をつつちやる。

耐久力があって、困難な時期にあってもやり続ける。曖昧で不確かだこととした状況でも他者に対して安定した影響を及ぼす。

これまで、難しい経験を乗り越えてきた。またよりよくなってきた。

不運を幸運に変える。

あなたはいくつ当てはまるでしょう。最近の世の中は、見通しが利きにくいと言われます。ある意味では、私たちは常に危機的状況にさらされているとも言えます。このような状況では、意識的にこのレジリエンスを高めていく活動が必要とされていると言えます。

一方で人権については、虐待や暴力などの原因をなくす取り組みも当然必要ですが、被害を受けた子どもや家族が立ち直っていくときに自ら持っているエネルギーを引き出し、このレジリエンスを育てることも重要なことです。

港区議会定例会

平成15年第4回定例会は、12月4日(木)から開かれます。議案については、区政資料室(区役所3階)で閲覧できます。

問い合わせ 区議会事務局 ☎内線 2915～7

11月21日号でお知らせした日程は変更となりました。お詫びして訂正します。

平成15年11月1日現在

港区の人口	167,017人(前月比239人増)
外国人登録人口	(男77,733人 女89,284人)
出生等	176人 死亡等 88人
転入	1,397人 転出 1,246人
世帯数	91,812世帯(前月比174世帯増)
外国人登録人口	17,224人(前月比84人増)
	(男9,050人 女8,174人)

人権尊重社会の実現をめざして

人権とは、人がらしく幸福に生きていくために最低限必要な権利であり、誰もが生まれながらにして持っている。誰からも侵されることのないもの。

私たちは、社会や家庭で多くの人々と関わりを持って生きています。一人ひとりが自分らしく生きることができると同時に他の人々もその人らしく生きていけることが必要です。

いま、私たちにできること

ノーマライゼーションの担い手は、あなたです

「その人らしい自立した生活」を保障する社会福祉の理念の下では、その人らしく生きるための「権利擁護」こそが求められています。

しかし、現実には車いすでの入店を拒否されたり、アパートへの入居を拒否されるなど障害のある人に対する理解や配慮は十分でなく、その結果として障害のある人の自立と社会参加が阻まれています。

「障害のある人も地域の中で普通の暮らしができる社会」というノーマライゼーションの理念は完全に実現されているとはいえない状況にあります。

ノーマライゼーションの理念を一層定着させ、障害のある人の自立と社会参加をさらに促進するためには、身近で暮らしている障害のある人が、必要な場合的確な支援を受けながら、その人らしく暮らしているかどうかを、私たち一人ひとりが考えてみるのが大切です。

問い合わせ

障害者福祉課障害者支援係

☎内線2670

高齢者に対する虐待

高齢者に対する虐待は、ある特別な高齢者に起こるのではなく、すべての高齢者に起こる

子どもの明るい笑顔のために

可能性があります。

高齢者の心身に深い傷を負わせたり、不適切な扱いをする虐待行為は、基本的な人権の侵害にあたります。

虐待の原因には、さまざまなものがあり、介護者のストレスや支援不足、家族関係など、それぞれが複雑に絡み合っています。

虐待を予防するためには、高齢者の介護を家庭だけで行うのではなく、社会全体で対応することが必要です。

港区では、介護保険の基本理念の一つとして、介護の必要な高齢者一人ひとりの尊厳を大切にすることを条例で定めています。

介護が必要な状態となつたとしても、適切な介護サービスを提供することによって、その人らしい自立した日常生活を保障しようというものです。

老いは誰にでもやってきます。介護問題を自分の事として、介護される身になって考えることが大切です。年をとつただから仕方ない、ではなく介護サービスをはじめとするさまざまな支援により、できる限りその人らしい生活ができるようにすることが、生涯を通じた人権を守ることになるのではないのでしょうか。

問い合わせ

高齢者支援課計画係

☎内線2391

問い合わせ

子育て推進課子ども家庭支援係

☎内線2436

女性への暴力は人権侵害です 男女平等参画社会をめざして

「あなたは、女性と男性の地位が平等になっていると思いますか」という質問に対して、「全体として男性の方が優遇されている」と感じている区民が6割を超えています。(男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査平成15年6月実施。以下同じ)

さらに、主に女性が被害者となるドメスティック・バイオレンス(配偶者等親密な関係にある人からの暴力・DV)について、「すべて加害者の責任」とする人は2割強で1位でしたが、「被害者にも原因の一端がある」という意見も同じくらいありました。また、2・5%の女性が「配偶者等から立ち上げられなくなるまで暴力を振るわれる」経験をしたことがあると回答しています。

平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が施行され、配偶者からの暴力は犯罪という認識も広がってきました。「嫌いな食事を出した」などさまざまです。暴力の渦中にある被害者は、聞こえなかった自分が悪い、気になっているしなかつた自分が悪いと自らを責めがちです。それでも耐えきれずに相談した相手から「あなたにも悪いところがあるのでは」といわれたら、その女性は暴力から逃れることができず、被害者は決して悪くないのです。さらに、被害者は心身ともに傷つき、たとえ暴力から逃れても回復に時間と適切な手当てが必要なのはあまり知られていま

せん。また、DV法では加害者となるのが現在の配偶者しか対象でないため、恋人や元配偶者は対象外であることや、子どもが被害者に含まれないため危険から守ることができないなど問題点も指摘され、国では見直しが進められています。

DVが起こる背景には、相手を力によって支配するという女性の人権を無視した男女平等と相反する考えがあります。このDVをはじめとする女性への暴力を見逃すことは女性への重大な人権侵害につながり男女平等参画社会の実現の妨げとなります。

身近にDVについて悩んでいる人がいたら、左記の窓口にご相談してみようすすめてください(表)。

差別を自分のこととして

自分は、差別したことも、差別されたこともないという人がいるかもしれません。しかし、差別はあなたのまわりで、さまざまな形で今も起きています。差別をなくすためには、まず差別について知り、自分のこととしてとらえることが必要です。

同和問題、同和問題の理解のために人は生まれるところを自分の意思で選べません。ところが、被差別部落の出身というだけで、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、さまざまな差別を受け、基本的な人権を侵害される事件が後を絶ちません。これが同和問題です。

中世以前の日本では、自然が人間をはるかに超える力をもつものとして畏怖の念を人々は持

ちました。そのなかで、神事に携わる職能を持った人々や葬送や処刑などに携わる人々は、他の人にはできないケガレを清めるといった特異な能力を持つ者として、恐れられました。

ところが、社会や経済の発展に伴い、人と自然のかかり方も変化しました。鎌倉時代になると敬う気持ちが後退し、そのような生業に携わる人々は差別視されるようになったのです。近世以降には身分制度が制定され、民衆の差別意識は政治権力に利用され、居住地域・職業を制約された人々は厳しい部落差別を受けることになりました。1871年(明治4年)の解放令により賤民身分は制度のうえではなくなりましたが、実質的な差別解消のための措置は行われませんでした。

*権力の関与の程度や成立の時期は現在も研究者の間で議論が進められています。

解決のために

同和問題は、「寝た子を起こすな」という考え方で放置しては解決できません。無関心は差別解消につながりかねないばかりか、差別を助長することにもなりかねないのです。

同和問題をはじめ、さまざまな差別がいかに不合理なものであるかを理解し、差別を無くす努力を粘り強くしていくことが必要です。そして、すべての人の人権が尊重され、お互いが共存し得る平和で豊かな社会をみんなで作っていきましょう。

男女平等参画社会・同和問題・人権の上相談について
総務課人権・男女共同推進係
☎内線20257

表 相談窓口

名称	電話	相談日	受付時間
東京ウイメンズプラザ	☎5467-2455	毎日(年末年始を除く)	午前9時～午後9時
東京都女性相談センター	☎5261-3110	月～金	午前9時～午後8時
警視庁総合相談センター	☎3501-0110	(祝日・年末年始を除く)	午前8時30分～午後5時15分

他に、家庭福祉相談・女性相談については、7ページの「区の無料相談案内」をご覧ください。

人権に関する相談窓口

自分や周りで人権に関して困ったことがあったらお気軽にご相談ください。人権擁護委員が、法務局の各種相談や、区の身の上相談を実施しています。相談は無料で秘密は厳守されます。人権身の上相談については、7ページの「区の無料相談案内」をご覧ください。

東京法務局での人権相談窓口 千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎4階

常設相談所	☎5213-1370		午前10時～午後4時
子どもの人権110番	☎5213-1372	月～金曜日	午前11時～午後5時
女性の人権ホットライン	☎5213-1369		午前9時～午後5時
外国人のための人権相談所	☎5213-1370	毎週月曜日	中国語 午後1時30分～3時30分
		毎週火・木曜日	英語・独語 午後1時30分～3時30分

交通安全ポスターコンクール 入賞者発表

交通事故のない安心して暮らせる街づくりは、私たちみんなの願いです。区民の皆さん一人ひとりに、交通安全について、理解と関心を高めてもらうため、小・中学生から交通安全ポスターを募集しました。このたび、下記のとおり入賞者が決まりました。

応募作品は、12月10日(水)~19日(金)まで、区役所1階ロビーに展示するほか、入賞作品12点を印刷したポスターを、図書館など区の施設に掲示します。

平成15年度 交通安全ポスターコンクール審査結果

賞	学校名	氏名	賞	学校名	氏名
小学生の部	最優秀賞	東町小学校 小倉 望	中学生の部	最優秀賞	高陵中学校 太田 誠之
	金賞	青南小学校 中玉利 桜		金賞	高陵中学校 金谷 きさ
	銀賞	筭小学校 石田阿紗乃		銀賞	青山中学校 中村 真穂
		赤坂小学校 荒居あゆみ		銅賞	青山中学校 早田 睦
	銅賞	芝浦小学校 中道万里子			高陵中学校 横山 蘭
港南小学校 五十立なほ					
	青南小学校 広瀬 怜奈				

氏名の敬称は、省略させていただきます。



小学生の部
最優秀賞
東町小学校 小倉 望



中学生の部
最優秀賞
高陵中学校 太田 誠之

問い合わせ 都市施設管理課交通安全係 ☎内線 2260

ご存じですか?
東京都シルバーパス

満70歳を迎える都民に誕生月の1日以降、都営の電車・バスと都内を走る民営バスを利用できる東京都シルバーパスを希望により発行します。
詳しくは、お問い合わせください(負担額あり)。
問い合わせ (社)東京バス協会 ☎5308-6950

年金不審文書にご注意ください

最近、(社)日本国民年金協会を名乗って年金受給者等に年金過払い金の返還要求をする不審な文書が送られています。(社)日本国民年金協会は、このようなお知らせは行っていませんので、払い込まないよう十分ご注意ください。

問い合わせ 国保年金課国民年金係 ☎内線 2661~65322 1615
東京社会保険事務局 ☎5322

STOP 虐待 子どもの明るい笑顔のために

さまざまな子育て支援のご利用を!

区では、虐待だけでなく多様な家庭の問題を解決するために、児童館・保健所・保育園等の関係機関で子育てや子育ての支援を行っています。

乳幼児一時預かり事業、みなとほっとルーム、やショートステイ事業等のサービスを利用したり、地域児童館等のつどいに参加して保護者同士の交流を図ることも、虐待を未然に予防することにつながることがあります。

講演会を開催します

子どもの人権について絵本作家の五味太郎氏を招き、講演会を行います。どなたでもご参加ください。お子さんと、併設の

子育て支援課子ども家庭支援係 ☎内線 2436
講演会当日問い合わせ 白金台福祉会館 ☎3440 4627

本日スタート

港区立保育園

ホームページを開設しました

ホームページアドレス <http://www.city.minato.tokyo.jp/hoikuen/index.html>



区民の皆さんに、区の保育事業をより理解していただくため、区で運営しているホームページ「港区ポータルサイト」内の保育園関連の情報を、各保育園ごとの紹介ページを加えて、整理・拡充を行いました。ぜひご利用ください。

港区立保育園ホームページの構成

項目	主な内容	
入園関連の情報	保育園とは	申し込み方法 各保育事業
	保育園の一覧	認可保育園の一覧
	申請書のダウンロード	各申請書
	空き情報	毎月更新の空き情報
	よくあるご質問	手続き以外のご質問
各保育園の紹介	在園中の方へ	入園後の手続き
	トップページ	園の目標、特色ほか
	詳細・地図	地図・実施保育形態ほか
	一日の様子	登園からお迎えまで
	保育園の献立	今月の献立
2	保育園であそぼう 1	参加いただいた方の感想等
	保育園トピックス	園からのお知らせなど行事や保育の様子を紹介

問い合わせ
保育課運営係
☎内線 2447

- 各保育園の基本的なコンテンツ構成は同じです。
- デザイン、文章等は各保育園ごとに異なります。
- 1 「保育園であそぼう」とは、各園ごとに地域の皆さんを対象に、一緒に行事に参加していただいたり、園庭の開放等を行う事業です。
- 2 一部、在園児の保護者だけが対象の内容もあります。(個人情報が含まれますので、パスワードで保護しています。パスワードは保護者のみの配付となります。ご了承ください。)
- 内容は変更する場合があります。

「屋上等緑化助成制度」
12月1日スタート

区では、区民の皆さんの生活環境の向上と、自然との共生都市をめざして、屋上・ベランダ・壁面を、新たに緑化する建物の所有者を対象に、費用の一部を助成する制度を新設しました。

主な内容は次のとおりです。
詳しくは、お問い合わせください。

対象建築物

敷地面積250 未満の新築、既存の建築物
敷地面積250 以上の既存の建物で、区の緑化基準および東京都の緑化基準を超えて緑化する建築物

助成金の額

表のとおりです。ただし、1申請あたり併せて40万円を限度とします。

助成対象面積と対象経費

屋上3 以上
ベランダ1・5 以上
壁面10 以上

いずれも、調査設計・基盤整備・植栽工事費とします。

申請必要書類

案内図
現況写真
平面図・立面図・断面図等
経費見積書
調査設計証明書類
申請は工事着手前に行ってください。

問い合わせ
土木事業課緑化推進係
☎内線 2330

種別	助成単位	限度額
屋上緑化	所要経費の1/2または2万円/ のいずれか低い方	30万円
ベランダ緑化	所要経費の1/2または2万円/ のいずれか低い方	15万円
壁面緑化	所要経費の1/2または1.5万円/ のいずれか低い方	20万円

平成15年12月1日
港区公報号外

港区の家計簿

区では、毎年6月と12月の年2回財政状況についてお知らせしています。

今回は、平成14年度決算のあらましと、平成15年度上半期(4月～9月)の財政状況についてお知らせします。

平成14年度 決算のあらまし

一般会計

平成14年度は、経常収支比率(一)が71.3%となり、3年連続して70%台を維持しました。これまでの財政運営の健全化に向けた取り組みが着実に成果を表しています。

歳入面では特別区税や国庫支出金、都支出金等が増加した一方、財産収入や利子割交付金等が減少しました。

歳出面では、退職手当や震災対策基金積立金の増により総務費が増加し、また、スポーツセンター改築経費の増による教育費が増加しました。一方、前年度に比べ財政調整基金や公共施設等整備基金等への積み立てが減少したため、諸支出金が減少しました。

このような状況の中、平成14年度の予算執行は健全な財政構造の維持に努めながら、やわらかな生活都市「住みつけられるまち・港区」の実現に向けて基本計画計上事業を着実に実施するとともに、子育てサポ

表1 港区基本計画 施策体系別決算額

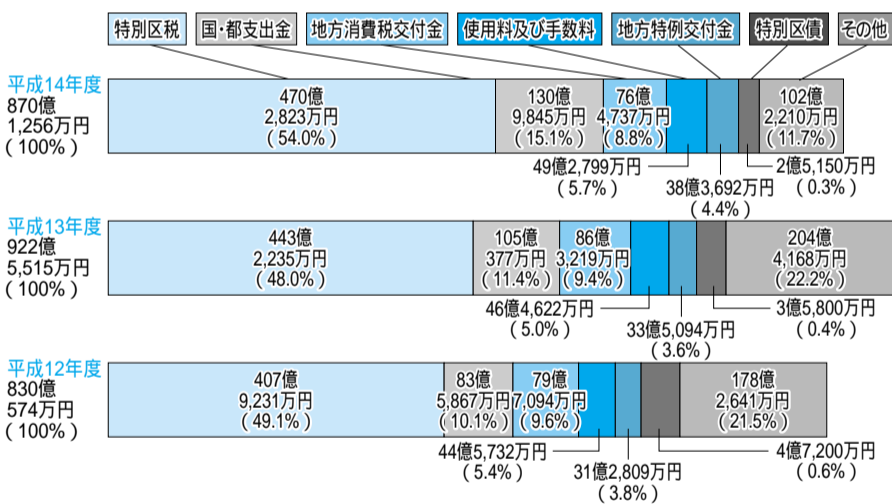
事項	予算現額	支出済額	執行率
住みつけられるまち	159億2,283万円	152億2,153万円	95.6%
1 住宅・住環境	22億3,789万円	21億1,688万円	94.6%
2 都市整備	126億8,745万円	121億7,071万円	95.9%
3 地域産業	9億9,749万円	9億3,395万円	93.6%
健やかな暮らし	287億3,187万円	271億1,322万円	94.3%
1 福祉	178億8,771万円	166億1,792万円	92.9%
2 健康	83億7,599万円	81億4,237万円	97.2%
3 環境	24億6,817万円	23億4,104万円	94.8%
いきいきとしたふれあい	49億4,815万円	47億5,788万円	96.2%
1 文化	5,078万円	3,540万円	69.7%
2 生涯学習	20億9,985万円	20億1,667万円	96.0%
3 コミュニティ	27億8,312万円	26億9,362万円	96.8%
4 人権	1,441万円	1,219万円	84.6%
実現のために	387億7,981万円	367億8,191万円	94.8%
計	883億8,266万円	838億6,264万円	94.9%

ト保育事業や中小企業融資制度における新旧債務の一本化制度の実施、みなとNPOハウスの開設等の緊急課題や先駆的施策にも積極的に対応しました(表1・グラフ1・グラフ2)。

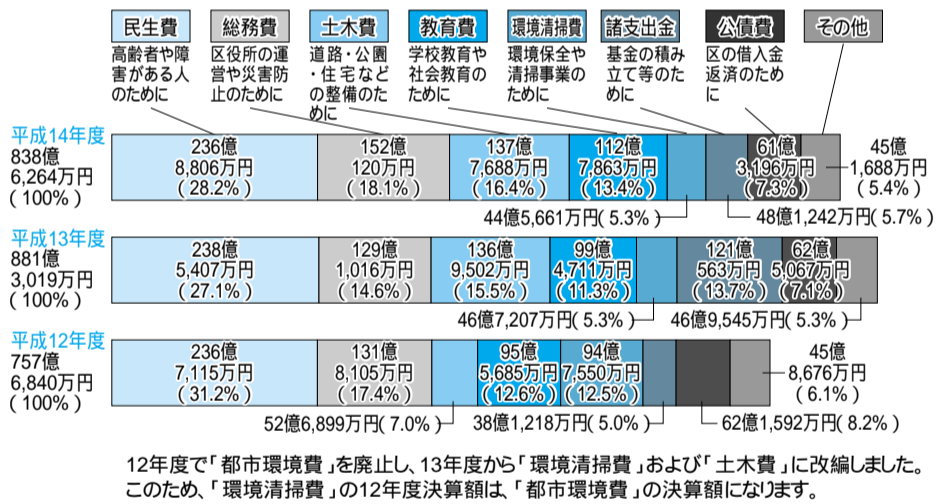
経常収支比率は、自治体財政の自由度を計る財政指標で、適正水準は70～80%といわれています。なお、経常収支比率は普通会計をベースとしています。

計数については、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、合計と合わない場合があります。

グラフ1 一般会計決算額の推移 歳入



グラフ2 一般会計決算額の推移 歳出



12年度で「都市環境費」を廃止し、13年度から「環境清掃費」および「土木費」に改編しました。このため、「環境清掃費」の12年度決算額は、「都市環境費」の決算額になります。

平成14年度連結バランスシート (平成15年3月31日現在)

区民の財産	負債	835億円(46万1千円)	将来の区民負担 (20.3%)
	外部株主持分	12億円(7千円)	外部株主が有する正味資産の持分(0.3%)
	正味資産	3,275億円(180万6千円)	現在までの区民負担 (79.4%)
資産	4,123億円(227万4千円)		

()は区民一人あたり

連結対象

特別会計

- ・国民健康保険事業会計
- ・老人保健医療会計
- ・介護保険会計 等

外郭団体

- ・(株)みなと都市整備公社
- ・(財)港区スポーツふれあい文化健康財団
- ・(財)港区勤労者サービス公社
- ・(財)港区住宅公社
- ・港区土地開発公社

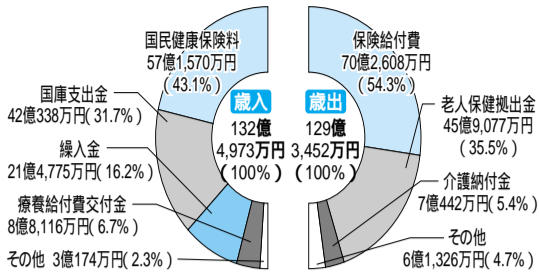
区では、毎年9月にバランスシートなどを活用して、区の財政状況をわかりやすく解説した「財政レポート」を発表しています。

区は平成11年度決算から、企業会計手法を取り入れ、多角的な視点から区財政の分析に取り組んでいます。分析においては、区全体の財務状況を明らかにするため特別会計・外郭団体も含めた連結財務諸表を作成しています。具体的には、バランスシートや行政コスト計算書を作成し、行政サービスを提供するための資産をどれだけ保有しているか、将来

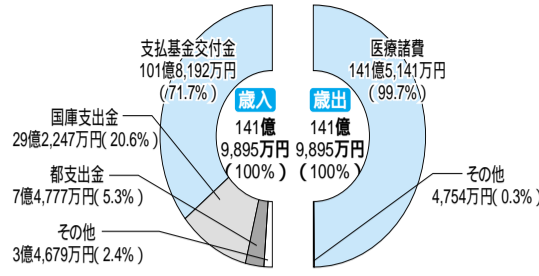
企業会計手法を取り入れた
財政分析の取り組みを続けています

世代的負担となる負債はいくらあるのか、また行政サービスを提供するためにどのくらいの費用がかかったかなどを明らかにしています。さらに、事業がどのくらいのコストを使い、どのような効果や成果を生み出したのか、身近にある施設の維持管理には、どのくらいのコストがかかったかなどをわかりやすくまとめました。

グラフ3 国民健康保険事業会計の決算額



グラフ4 老人保健医療会計の決算額



介護が必要な人に介護サービスの提供を行う保険の収支を表したものです(グラフ5)。

介護保険会計

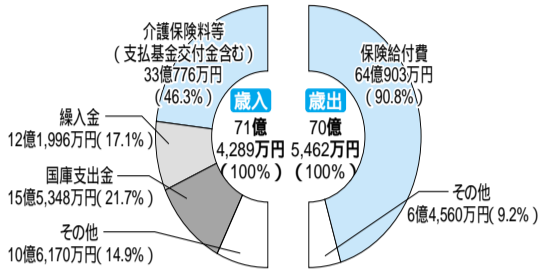
70歳以上(平成14年10月から75歳以上に改正)の高齢者の人の保健医療の収支を表したものです(グラフ4)。

老人保健医療会計

主に自営業の人を対象とした国民健康保険事業の収支を表したものです(グラフ3)。

国民健康保険事業会計

グラフ5 介護保険会計の決算額



特別区民税の課税額は、9月末日現在426億4283万円でした。これを区民1人あたりの負担額として計算すると、23万1858円になります。

区民負担の状況

平成15年度上半期の執行状況は、グラフ6のとおりです。また、公有財産の現況、基金と特別区債残高の推移については、表2、表3のとおりです。

平成15年度上半期の執行状況

表2 公有財産の現況

種別	数量	金額
土地	703,439.27m ²	4,262億1,020万円
建物	608,924.89m ²	1,902億9,226万円
工作物		79億5,959万円
有価証券等		61億8,292万円
計		6,306億4,498万円

*土地...東京都特別区固定資産税路線価図および周辺地の固定資産税評価額を考慮して評定した土地の価格または購入価格(3年ごとに改定)
建物.....建物の建築費または購入価格
工作物.....工作物の建築費または製造費
有価証券等...額面金額および出資金額

問い合わせ

財政課 内線2096

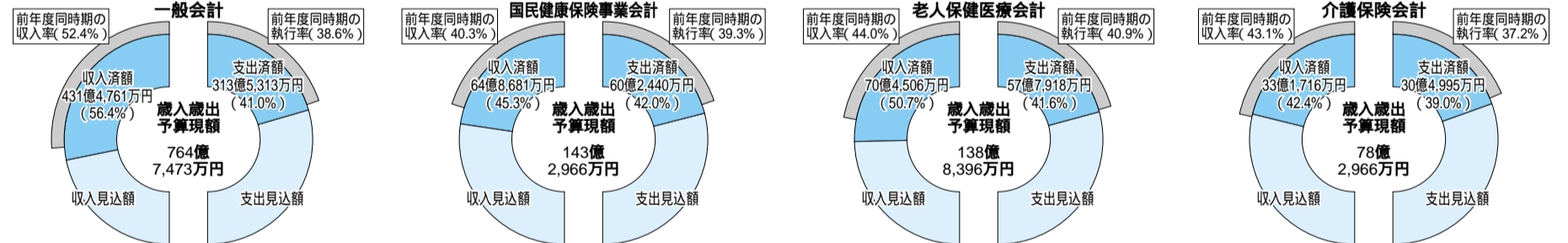
一時的に支払資金に不足が生じた際、年度内に返済することを条件に金融機関などから借りる資金を一時借入金といいますが、9月末日まではありませんでした。

一時借入金の現在高

表3 基金と特別区債残高の推移

基金(運用基金を除く)	平成15年9月末日	平成14年度	平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度
財政調整基金	223億9,404万円	208億1,188万円	187億4,230万円	113億9,157万円	101億7,921万円	87億2,583万円
その他特定目的基金	513億9,194万円	512億9,006万円	443億4,434万円	361億248万円	333億2,178万円	267億2,034万円
計	737億8,598万円	721億194万円	630億8,664万円	474億9,405万円	435億99万円	354億4,617万円
特別区債	416億1,387万円	438億1,075万円	479億7,827万円	519億7,985万円	556億4,726万円	590億6,044万円

グラフ6 平成15年度上半期の予算執行状況



港区シルバー人材センター
パソコン教室
1月以降のご案内

みなとふれあい館パソコン教室では「パソコン体験講座」を無料で開いています。
また有料ですが、基礎講座から専門講座、「おさらい塾」など用意しています。
費用等詳しくは、お問い合わせください。

とろろ・申し込み 平日の午前10時〜午後5時に電話で、みなとふれあい館(南麻布5-1-25 営団地下鉄日比谷線広尾駅3番出口向かい歩道橋脇)へ。

ホームページは <http://www.minato-sc.or.jp>
FAX 5475 1306
5475 1305

港区シルバー人材センター
カルチャー講座
1月開講

対象 区民 定員 各講座とも定員制です(ファックスで先着順)。
申し込みをした人に受講料振込口座をお知らせしますので、受講料を振り込んでください。講座名 陶芸教室・すぐ使える生きた英語講座・気功講座・楽しいスペイン語講座・英語の常識を楽しむ講座・日本語講座・楽しい囲碁教室・小中学生とその保護者向け・話せる旅の英会話・短文を書き、本にする講座・ドラマチック歌謡曲、楽しく歌いましょう・実用中国語会話講座
開講日・費用等詳しくは、お問い合わせください。

とろろ・申し込み 平日の午前10時〜午後5時にファックスで、郵便番号・住所・氏名・年齢・電話・希望講座名を書いて、みなとふれあい館へ

FAX 5475 1305
5475 1306

Q 「携帯電話に覚えのないサイト利用の請求メールが届いた」

携帯電話に使用した覚えのない出会い系サイト料金の請求メールがきました。利用料に延滞料がついて4日以内に銀行口座へ振り込むよう書いてあります。

以前、メールを開けたらインターネットのホームページに勝手に接続された事がありました。出会い系サイトの案内のようなので、切りました。友人や関係者以外にメールアドレスは教えておらず、利用していないので「支払わない」とメールで返信してよいですか。

A 利用していない情報料の不当請求なので、相手にメール返信や電話をするなど、個人情報等を伝えるはけません。請求メールはパソコン等へ転送して着信日時も含め記録を残し、携帯電話のメールアドレスは変更し

Q 相手先電話番号を電話帳登録して登録以外の不審な電話に出ないこととで自衛しよう。

全く利用していない人に無差別に電子メール・電話・はがき等で架空請求してくるケースが多発しています。「支払わない」と自宅や勤務先に取り立てに行く「支払いが遅れると高額な遅延損害金がつく」と書かれ、不安で支払う人がいるので被害が拡大しています。一度支払うと次々と類似の請求がくるようです。インターネットや携帯電話の普及で有料情報サービスの利用が手軽になった反面、規約等をよく確認しないで安易に利用して、高額な請求を受けたりもします。

請求がきても冷静に内容を確認し、具体的な請求理由が不明で「債権回収」「回収代行」等の名称や振込口座が個人名ときは、絶対に信用してはいけません。請求が続くときは、記録に残した電子メールを持って警察に情報提供しましょう。

問い合わせ 消費者センター
3456 6827

費用の表記がないものは、すべて無料です。
 区役所への郵便は、郵便番号と宛て先(〒105 8511 港区役所課)で届きます。
 講師等の氏名の敬称は、省略させていただきます。
 ファックスでのお問い合わせは、FAX 3578 2034へ。

講座・催し物

放置自転車リサイクル
 とき 12月13日(土) 午前10時から10時30分まで受け付け、その後抽せん
 ところ エコプラザ
 ザ 価格等詳しくは、お問い合わせください。
 問い合わせ
 (社)港区シルバー人材センター
 ☎5232 9681
 都市施設管理課交通安全係
 ☎内線22603

とき	内容
12月19日(金)	移動について やさしい気持ちで
1月9日(金)	食事と工夫 一緒においしく 食べるには
1月16日(金)	入浴排泄について 至福のひととき
1月23日(金)	障害者の理解と心構え 共生できる社会の 創出に向けて

障害保健福祉センター
 対象 身体障害者手帳を持つ区民とその関係者
 講師 保健師・看護師・理学療法士・作業療法士・栄養士・歯科衛生士
 定員 10人程度(抽せん)
 申し込み 電話またはファックスで12月17日(水)までに、障害保健福祉センターへ。
 ☎5439 2511

FAX 5439 2514
 一般の交通機関の利用が困難な人は巡回送迎バスをご利用になれます。
介護者教室
 介護保険が開始されて3年がたちました。介護保険制度を知って上手に活用し、日々の生活に役立てましょう。
 とき 12月20日(土) 午後1時30分~3時
 ところ 高齢者住宅サービスセンターサン・サン赤坂
 内容 介護保険制度について
 講師 施設サービス部長
 定員 30人(電話で先着順)
 申し込み 電話で、高齢者住宅サービスセンターサン・サン赤坂へ。
 ☎5561 7831

おもしろエコ企業見学会
 「ちよとずつエコロジー」
 詰め替え用洗剤やシャンプーを作っているメーカーを訪問して、企業の中の「ちよとエコ」を探します。
 とき 12月16日(火) 午前9時~午後3時
 ところ ライオン(株)千葉工場
 対象 18歳以上の区内在住・在勤・在学者で、テーマに興味のある人
 定員 25人(電話で先着順)
 申し込み 電話で、清掃課へ。
 ☎内線2504・5

港区文化体験プログラム事業
 「サ・につぼん、自分たちの生活文化を味わおう!」(和楽器体験)
 雅楽道友会による和楽器の体験とミニコンサートを実施します。
 文化庁の平成15年度文化体験プログラム支援事業の一環として、港区文化体験プログラム事業実行委員会が実施します。
 とき 12月17日(水) 午後2時30分~4時30分
 ところ 麻布区民センター
 対象 小・中・高校生および保護者
 定員 50人程度(電話で先着順)

転倒予防教室
 高齢者の転倒・骨折を予防し、元気な日常生活をおくるコツを身に付けませんか。
 とき 平成16年1月9日~3月26日(毎週金曜日・全12回) 午後2時~3時30分
 ところ 区役所9階大会議室
 講師 理学療法士・作業療法士・保健師など
 内容 転倒予防に効果的な運動、健康講話など
 対象 60歳以上の区民
 定員 20人(抽せん)
 申し込み 12月15日(月)までに、高齢者支援課在宅支援係へ。参加決定者には申し込み書を送付します。

地域リハビリ教室
 高齢や障害により外出の機会の少ない人の機能維持をめざします。
 とき・ところ・内容 毎月第1水曜日午後2時~3時30分
 白金台福祉会館地下ホール
 リハビリ体操・ゲームなど
 毎月第2水曜日午後2時~3時30分
 生活衛生センター3階機能訓練室
 手工芸や体操など
 講師 保健師、理学療法士または作業療法士
 対象 60歳以上の区民
 定員 各20人(抽せん)
印の申し込み・問い合わせ
 高齢者支援課在宅支援係
 ☎内線24079

お知らせ

港区立小・中学校配置計画等検討委員会
 港区立小・中学校の配置計画等について検討する「港区立小・中学校配置計画等検討委員会」を開催します。傍聴を希望する人は事前にご連絡ください。
 とき 12月8日(月) 午前10時~正午
 ところ 区役所8階会議室
問い合わせ 学校適正配置担当
 ☎内線2729

12月10日(水)は公衆浴場区民無料開放デーです

浴場名	ところ	と	こ	ろ
芝湯	芝	5	23	16
三田湯	三田	1	11	2
白金湯	白金	3	2	3
白金湯	白金	5	12	16
高輪湯	高輪	2	6	2
南麻布湯	南麻布	1	15	12
麻布十番湯	麻布十番	1	5	22
南青山湯	南青山	3	12	3
芝ふれあいの湯	芝	2	2	18

問い合わせ 保健福祉管理課
 ☎内線2378

第13回港区とNPOとの協働のあり方懇談会傍聴者募集
 区内で活動するNPO(民間非営利団体)の代表者等による懇談会です。傍聴を希望する人は、事前に電話でお申し込みください。
 とき 12月11日(木) 午後6時から1時間程度
 ところ 区役所9階会議室
申し込み・問い合わせ 事業推進課
 ☎内線2092

赤坂一丁目土地画整理組合の換地計画(案)の縦覧
縦覧期間 12月2日(火)~15日(月)
縦覧場所 赤坂一丁目土地画整理組合事務所(赤坂167)
問い合わせ 組合事務局(興和不動産(株)内)
 ☎3406 5236

環境影響評価法に基づく「東京都計画都市高速道路中央環状品川線(品川区八潮3丁目~目黒区青葉台4丁目)の環境影響評価準備書の縦覧等
縦覧期間 12月12日(金)~平成16年1月13日(火) 閉庁日を除く
縦覧時間 午前9時~午後5時
縦覧場所 環境課(区役所5階)・東京都都市計画局総務部都市計画課(都庁第2本庁舎21階) 各支所、みなと図書館でも閲覧できます。
意見書の提出 環境影響評価準備書の内容について、環境保全の見地から意見のある人は、意見書を提出できます。意見書には、氏名・住所(法人その他の団体は、その名称・代表者の氏名・主たる事務所の所在地)・準備書の名称・意見(理由も含む)を記入してください。
意見書の提出先 平成16年1月27日(火)までに郵送または持参で、〒801新宿区西新宿281

港区地域保健福祉医療推進協議会委員を募集します
 港区では、地域のなかで保健福祉医療を推進していくための組織として、「地域保健福祉医療推進協議会」を設置しています。この協議会に参加していただける委員を募集します。
対象 20歳以上の区民
募集人数 2人
任期 委嘱の日から平成17年3月31日まで
申し込み 「地域における保健・福祉・医療のあり方」をテーマにした1000字程度の作文と、住所・氏名・生年月日・電話番号を書いて、直接または郵送で、12月19日(金)必着)までに、〒105 8511 港区役所保健福祉管理課へ。
 ☎内線2377

「(仮称)港区産業振興プラン」の中間まとめができました

区内の中小企業を振興する「(仮称)港区産業振興プラン」の中間まとめが、港区中小企業振興審議会から提案されました。中間まとめは、商工課(区役所3階)・各支所で配布する商工課広報紙「こうりゅう」をご覧ください。
 また、商工課のホームページhttp://www.minato-ala.netでもご覧いただけます。

身近な商店街で買い物
 港区商店街連合会は区内54商店街で組織され、2864店舗で構成されています。
 区内共通商品券の販売、区民

まつりへの参加、商店街プランの実施、統一大売出しの実施、ニュースの発行等さまざまな活動をして区内商業の振興を図っています。お買い物はぜひ区内の商店街をご利用ください。またクレジットカードシステムの参加店舗も募集中です。手数料削減、事務処理の軽減等の利点を経営にお役立てください。
問い合わせ 港区商店街連合会
 ☎3578 2555
 商工課 ☎内線2552

生活にお困りの人へ
 生活保護等の相談を随時お受けしています。予約は必要ありません。気軽に相談ください。
問い合わせ 生活福祉課相談係
 ☎内線24557

区民向け住宅(区営住宅)あき家人居者募集
募集期間および申し込みのしおり配布期間 12月3日(水)~12日(金)
募集戸数 世帯向け4戸

募集住宅の概要

住宅の種類	募集住宅	所在地	申込区分	募集戸数
区営住宅	シティハイツ港南	港南 3-3-17	在住者	1
	シティハイツ第2芝浦	芝浦 3-5-35	在住者	1
	シティハイツ車町	高輪 2-20-29	在住者	2

主な申込資格
 申込者本人が港区内に居住する成年者(20歳未満の既婚者を含む) 同居親族(予定者を含む)がいる 世帯の所得が定められた基準内である 現に住宅に困っている 住民税を滞納していない等
 詳しくは、「申込みのしおり」をご覧ください。

都営住宅地元割当(あき家人居登録者)募集
募集期間および「申込みのしおり」配布期間 12月3日(水)～12日(金) 募集戸数 あき家3戸
主な申込資格
申込者本人が港区内に居住する成年者(20歳未満の既婚者を含む) 同居親族(予定者を含む)がいる 世帯の所得が定められた基準内である 現に住宅に困っている等
詳しくは、「申込みのしおり」をご覧ください。

印の申込みのしおりの配布
募集期間中に、(財)港区住宅公社、都市計画課(区役所6階)、各支所、台場分室(以上土・日曜日を除く)および各福祉会館で配布します。また、(財)港区住宅公社のホームページ <http://www.minato-smile.or.jp> からダウンロードできます。
印の「申込みのしおり」を郵送でお送りします

郵送を希望する人は、封筒に210円分の切手を同封して、募集名・住所・氏名・連絡先を書いて、12月8日(月)までに、〒105 0003 港区西新橋2-10-19 (財)港区住宅公社に届くようお送りください。
印の申し込み 郵送で募集期間中に投かんし12月15日(月)までに芝郵便局に到着したものを受け付けます。

印の問い合わせ
(財)港区住宅公社
☎3593 5686
テレホンサービス
☎3593 5684

区民保養施設(大平台みなと荘・伊東暖香園)の2月利用分抽せん
対象 区民 利用人数 みなと荘は2人以上、暖香園は2人以上5人まで。

歳末たすけあい運動にご協力をお願いします

『はねっとはじまる ひろがれはあと』
今年も皆さんの温かい気持ちを地域福祉のために

今年も年の瀬を迎え、『歳末たすけあい運動』を、町会・自治会、母の会、民生委員・児童委員協議会、婦人会、事業所等のご協力により、区内全域で実施いたします。皆さんのご協力をお願いします。

問い合わせ
港区社会福祉協議会
☎3438 2200
FAX 3438 2755

募金は、在宅の重度障害者への見舞い品の贈呈等に使用します。

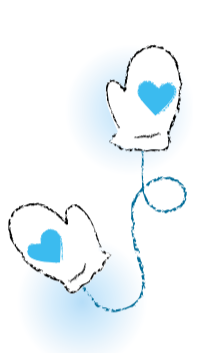
港区 協賛団体
町会 自治会、母の会、港区民生委員・児童委員協議会

募金窓口
港区社会福祉協議会・保健福祉管理課活動推進係(区役所2階)・各支所地域活動係
募金期間 12月1日(月)～22日(月) 後援

ご希望の施設を1つだけ選んでお申し込みください。
申し込み 保養施設テレホンサービス(☎5646 6110)で12月18日(木)まで。または専用はがきを、JTBベネフィット予約センターへ、12月12日(金・必着)までに郵送してください。専用はがきは、地域活動支援課(区役所3階)、各支所、各区民センター、JTB東京三田支店・赤坂支店の窓口にあります。
休業日 みなと荘2月18日(水)・19日(木)
利用者登録 利用者登録をしていない人は保養施設の利用申し込みができません。抽せん申し込みの専用はがきが登録申し込み書も兼ねていますので、はがきでお申し込みください。
抽せん結果は、月末に、ご自宅に郵送します。届かない場合は、JTBベネフィット予約センターまでご連絡ください。

空室申し込み(区民および在勤者) 利用希望日の1か月前の同日から(例・2月15日は1月15日から)テレホンサービスまでお申し込みください。

お問い合わせ
JTBベネフィット予約センター
☎5646 6302
地域活動支援課地域振興係
☎内線253003



年末年始(12月26日(金)から1月5日(月)まで)の期間、テレホンサービスおよびJTBベネフィット予約センターの受け付けを休止します。年末の受け付けは、12月25日(木)まで。年始は、1月6日(火)から受け付けます。

たはJTBベネフィット予約センター専用電話(☎5646 6302)で、先着順に受け付けます。
受付時間
テレホンサービス 毎日午前8時～午後10時
JTBベネフィット予約センター 平日 午前10時～午後6時
利用料金等詳しくは、お問い合わせください。

区の無料相談案内

ご注意

該当日が、祝日および休日の場合は、休みになります。相談は先着順です(一部は電話予約が可能です)。多数の場合は、早めに締め切ることがありますのでご了承ください。

相談	日時	場所	問い合わせ
法律相談(相続、遺言、交通事故、すまいなど法律全般)	毎週月・水・金曜日 午後1時～4時	午前9時から電話予約、先着6人 正午から区民相談室で、先着6人	区民広報課区民の声担当(予約先) ☎3578-2050-2
区民相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	区民相談室(区役所1階) 関係書類(コピー可)をお持ちの方はご持参ください。	区民広報課区民の声担当 ☎内線2050-2
行政相談	毎月第2木曜日 午後1時～4時		総務課人権・男女共同推進係 ☎内線2026
雇用・労災・年金等相談	毎月第1月曜日 午前9時～正午、午後1時～5時		保健福祉管理課活動推進係☎内線2380-1
外国人相談	毎週火・木・金曜日 午後1時～4時 前日までに電話予約	消費者センター	☎3456-6827
人権身の上相談	毎月第2(1月のみなし)・第4(12月のみなし)金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時	子育て推進課(区役所2階)	☎内線2438 ☎内線2436
更生保護青少年相談	毎週木曜日(第3木曜日を除く) 午後1時～5時	子ども家庭支援センター	☎3456-4154
消費生活相談	毎週火・金曜日 午前9時～午後5時(受付は午後4時30分まで)	男女平等参画センター(リーブラ)	相談直通☎3456-5771 リーブラ☎3456-4149
家庭福祉相談	毎週水・金曜日 午前9時～午後4時(受付は午後3時まで)	港勤労福祉会館	☎3455-6381
児童福祉相談	随時 午前9時～11時、午後1時～4時	商工課融資相談担当(区役所3階)	☎内線2560-1(予約先)
子ども子育て総合相談	毎週月～金曜日 午前9時～11時	在宅介護支援センター白金の森 在宅介護支援センター港南の郷 北青山在宅介護支援センター 芝在宅介護支援センター 麻布在宅介護支援センター	☎3449-9669 ☎3450-5905 ☎5410-3415 ☎5232-0840 ☎3453-8032
女性相談	毎週火・木・金曜日 午後1時～4時	区民相談室(区役所1階)	港区シルバー人材センター ☎5232-9681
内職相談	毎週水・金曜日 午後2時～4時	保健サービスセンター	☎3455-4772
経営相談 予約制	毎月第2・4水曜日 午後1時15分～2時30分(電話予約)	保健サービスセンター 健診センター	保健サービスセンター ☎3455-4928
受発注あっせん相談 予約制	毎月第1金曜日 午前9時～午後5時 毎月第2・4水曜日 午前9時～午後5時(火・木曜日は午後7時まで)	教育センター	☎3454-6625 ☎3452-9635
高齢者の在宅介護の相談	毎週月～金曜日 午後1時～4時		
高齢者の仕事の相談	毎月第2・4月曜日		
精神保健福祉相談 予約制	毎月第1金曜日 毎月第2・4水曜日 毎月第4月曜日		
健康相談 40歳以上対象	月曜日(月2回) 水曜日(月2回)		
教育相談	来所 電話 毎週月～金曜日		

すまいの専門相談

問い合わせ・予約先(財)港区住宅公社 ☎3593-5683

相談種別	相談日	相談員	相談場所	相談時間	受付方法
マンション管理相談	毎月第2・4火曜日	弁護士	住宅公社相談室	午後1時～4時 (1人あたり1時間)	予約制(相談日の前週金曜日正午までに電話受け付け)
マンション修繕相談	毎月第1・3火曜日	建築士			
すまいの建築相談	毎月第1・3火曜日	建築士			
マンション衛生相談	毎月第2・4火曜日	港環境衛生監視員			
すまいの税務相談	毎週水曜日	税理士	区民相談室(区役所1階)	午後1時～4時 (1人あたり1時間)	事前予約 当日受付 予約枠は1人分(相談日の週の月曜日正午までに電話受け付け) 当日の正午から区民相談室で先着順に受け付け(予約がある時は2人、予約がない時は3人まで)
すまいの不動産相談		宅建主任者			

保健だより

〈みなと保健所 各センターの所在地〉
生活衛生センター 六本木 5-16-45
保健サービスセンター 三田 1-4-10
健診センター(健診時のみ開場) 赤坂 4-18-13

休日診療

診療時間 は午前9時~午後5時
診療時間 は午後5時~午後10時

12月7日(日)	宇津木内科診療所(内)	芝5-33-7 徳栄ビル地下1階	3453-8776
	赤坂見附前田病院(外・内)	元赤坂1-1-5	3408-1130
	南青山林歯科クリニック(歯)	南青山2-24-10 ヒロビル3階	3404-7870
	末原歯科医院(歯)	新橋4-31-6 新橋耀ビル2階	3437-0257
	岡部医院(内)	西麻布2-24-12	3407-0076
港区休日歯科応急診療所		三田1-4-10 保健サービスセンター3階	3455-4927

電話不通の場合は、下記の診療案内へ

診療案内	東京消防庁テレホンサービス	☎ 3212-2323 (毎日24時間) 短縮ダイヤル「7119」
	東京都保健医療情報センター	☎ 5272-0303 (毎日24時間)

薬の相談

港区休日くすり何でもテレホン対応時間：午前9時~午後2時

12月7日(日)	宮崎薬局	新橋1-18-12	3591-2854
----------	------	-----------	-----------

電話不通の場合は ☎ 090-9378-7915
《夜間対応当番薬局》 ☎ 090-3690-3102 午後8時~午前8時(毎日)

みなと区民健診

健診日	1月19日(月)	1月26日(月)	1月14日(水)
	受付時間 午前9時~10時30分		
結果説明日	2月9日(月)	2月16日(月)	1月28日(水)
	受付時間 午後1時15分~2時30分		
ところ	保健サービスセンター		健診センター
内容	全受診者：診察、尿検査、胸部X線撮影、血圧測定、血液検査 一部受診者：心電図、眼底検査		
対象	30歳以上45歳以下の区民で、1月に生まれた人 (勤務先等で受診できる人は、ご遠慮ください。)		
定員	各日 60人		
併診(希望者)	骨粗しょう症検診を併診(みなと区民健診を受診した人で女性のみ)：各結果説明日		
申し込み	電話で、12月1日(月)から健康推進課健康づくり係へ。 (保健サービスセンター) ☎ 3455-4928 受付時間：午前9時~午後5時 定員になり次第締め切らせていただきますので、ご了承ください。		

これまで、区民健診の対象者であった46~50歳の人については、医療機関で直接受診する「成人健康診査(今年度は終了しました。)」の対象者となりました。

対象年齢の変更点は次のとおりです。

対象年齢	変更前 50歳以下の区民	変更後 平成15年4月から 30歳以上45歳以下の区民
------	-----------------	-----------------------------------

今年度、みなと区民健診を受診できなかった皆さんへ

今年、4月から11月までに受診できなかった人を対象に右記の日程を追加して、健診を実施します。時間と内容および定員は上記と同じです。希望する人は上記の申込方法で予約をしてください。なお、今回の措置は平成16年3月までの特例扱いとなります。

健診日	1月28日(水)
結果説明日	2月18日(水)
ところ	健診センター

区民センター等の施設予約の方法が変わります

区民センター・男女平等参画センター・生涯学習センター・青山生涯学習館の利用申し込みが、インターネットでもできるようになります。施設予約の主な変更内容は次のとおりです。

- 予約方法の変更**
家庭のパソコンや携帯電話からインターネットを利用して、施設の空き状況を調べたり、施設利用の予約、抽せんの申し込みができるようになります。また各施設にタッチパネル式の利用者端末を設置します。施設の空き状況を調べたり利用の申し込みができますので、ご利用ください。操作方法等は、職員がご案内しますので、窓口で遠慮なくお申し出ください。
- 施設利用の抽せんの申し込みと結果**
施設利用申し込みの抽せんは、毎月1日(1月のみ5日)、コンピューターの抽せんにより行います。抽せんの申し込みは、前月の25日から抽せん日前日まで受け付けます。抽せん結果が利用者端末や自宅のパソコン等から確認できるだけでなく、あらかじめ登録しておく抽せん結果をメールで受け取れます。当せんしたときは、これまで抽せんのお支払いをいただいていたが、これからは原則として毎月7日(1月のみ10日)までに施設の窓口でお支払いいただくようになります。空き部屋は、毎月3日(1月のみ7日)から申し込みを受け付けます。
- 初めて予約するとき**
施設の予約をするときには、利用者番号が必要となります。新規にご利用の際は、まず、利用者登録が必要ですので各施設までお問い合わせください。利用方法の手引きは各施設の窓口にて配布しています。なお、既に登録されている団体には別途連絡をします。
- 新しい予約方法の開始**
来年2月1日の抽せんから実施できるよう、現在準備を進めています。
スポーツセンターの予約方法はこれまでと変わりません。

問い合わせ Kissポート財団管理課 ☎ 5770-6837

精神保健福祉相談

とき	毎月第1金曜日、第2・4水曜日、第4月曜日 午後2時~4時(面接または訪問)
ところ	保健サービスセンター
内容	こころの病(アルコール依存症、思春期等を含む)や痴ほう症の早期発見・早期治療への援助などについて、専門医が相談に応じています。
対象	区内在住・在勤者
申し込み	電話で、健康推進課地域保健係へ。 (保健サービスセンター) ☎ 3455-4772

高齢者インフルエンザ予防接種が下記の医療機関でも受けられるようになりました

虎の門病院	港区虎ノ門2-2-2	☎ 3588-1111
ウスマクリニック	南麻布5-10-24-401	☎ 6408-0652
横倉クリニック	芝5-13-13	☎ 3456-2705

接種を希望する人は、医療機関へ予約をして接種記録票を持って接種を受けてください。
問い合わせ 保健予防課予防係(保健サービスセンター) ☎ 3455-4770

港区広報番組ガイド 12月

都市型CATV みなとチャンネル(5ch)

港区タイム(60分番組：区政の動きは日本語・英語の音声多重)	
特集番組(20分番組)	港区快適空間 花と緑でつなぐコミュニティづくり ~港区民交流ガーデン事業~
区政の動き(20分番組)	ごみ減量や分別のコツについて特集します。また、1枚の古い写真を手にリポーターが区内のいろいろな場所を歩きます。
特集番組(再放送 20分番組)	みなとイラスト遊歩 ~三田・芝編~
毎日 11:00、18:00、22:00(特集番組 毎日11:00、18:00、22:00)	
区政の動き 毎日11:20、18:20、22:20 特集番組(再放送) 毎日11:40、18:40、22:40	

みなとケーブルインフォメーション(文字情報・15分番組：後半5分は英語)	
区からのお知らせや区主催の行事、催し物などの日時、内容等を音楽にあわせて、文字情報で案内します。	
毎日 10:00、15:00、17:00、23:00	

みなとあの時あの番組(毎週土曜日更新・45分番組)			
港区魅力探検 ~お休みには区内を巡って その2 みなとイラスト遊歩 ~桜編~	国際交流の街 みなと その1 みなとイラスト遊歩 ~青山・六本木編~	港区風土紀行 港区の民謡 ~御田植唄と幻の田圃~ 時代をつくった街 新橋	港区魅力探検 ~お休みには区内を巡って その3 港区伝統文化 ~三味線 星野芳男~
6日(土)~	13日(土)~	20日(土)~	27日(土)~
毎日 13:00、20:00			


番組内容について 港区民広報課 ☎ 3578 2036
番組は、放送月の翌月からビデオテープで貸し出します。
都市型CATVについて みなとケーブル(株)ケーブルテレビジョン東京 ☎ 0120-371049
12月1日(月)から始まる地上デジタル放送に、みなとケーブルは対応しています。詳しくは、みなとケーブルまでお問い合わせください。

この冬、ぜひ行いましょう！ SARS(重症急性呼吸器症候群)とインフルエンザの予防

今年前半、アジアを中心に流行したSARSは、7月5日に台湾が伝播確認地域から除外され、終息しています。しかし、SARSコロナウイルスは寒さに比較的強いと言われていたため、冬に再流行する可能性も懸念されています。また冬はインフルエンザも流行する時期です。SARSとインフルエンザは、38以上の急な発熱やせきなどの初期症状が似ているため診断が難しくなることが予想されます。SARS、インフルエンザ、かぜの基本的な予防策は共通しています。まずは次にあげる予防策を十分行うことが大切です。


【SARS、インフルエンザ、かぜの基本的予防策】

手を洗う




トイレの後、食事の前、帰宅したときには、石けんを使って丁寧に洗ってください。

うがいをする



帰宅したときは、うがいで口の中やのどにいるウイルスを洗い流してください。うがい薬を使うとより効果的です。

マスクを着用する



せきがひどいとき、病院を受診するとき、人ごみに出かけるときにはマスクをしましょう。マスクには予防だけでなく、自分がかぜやインフルエンザにかかっているときに、人にうつさない効果もあります。

栄養バランスの良い食事や十分な睡眠などの健康管理も予防には大切です。

【インフルエンザ予防接種を受けましょう】
インフルエンザの予防には予防接種を受けることが最も有効な手段です。(現在SARSの予防接種については開発されていません。)特に高齢者や抵抗力の弱い乳幼児、持病のある人は予防接種を受けておくと安心です。65歳以上の人は一部公費負担で接種が受けられます。
【SARSについての注意】
SARSが再流行する場合は、外国でまず伝播確認地域(各国の報告に基づきWHOが伝播を確認している地域)が指定されると考えられます。その場合、当該地域への不急の旅行等は延期することをお勧めします。
38以上の急な発熱、せきや息苦しさなどの呼吸器症状、伝播確認地域に渡航し、帰国後10日以内であることの3点に該当する場合や心配な人は、必ず電話で保健所にご相談ください。

問い合わせ	《SARSに関する電話相談等の窓口》	
	保健サービスセンター(みなと保健所)	☎ 3455-4772
	月~金曜日 午前8時45分~午後5時15分	
	東京都保健医療情報センター(ひまわり)	☎ 5272-0303
	平日の夜間および土・日・祝日	